

平成22年3月29日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年3月19日から平成22年3月25日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/03/29)

## 厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	1	29	2	1	622	0	655
大臣官房	0	0	0	0	2	0	2
統計情報部	0	0	0	0	0	0	0
医政局	0	7	0	0	13	0	20
健康局	0	101	1	0	93	0	195
医薬食品局	0	47	0	0	8	0	55
食品安全部	0	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	253	1	0	75	0	329
職業安定局	0	32	0	1	158	0	191
職業能力開発局	0	12	0	0	24	1	37
雇用均等・児童家庭局	3	120	272	0	347	0	742
社会・援護局	0	73	6	0	19	0	98
障害保健福祉部	0	1	1	0	3	0	5
老健局	0	29	0	3	11	9	52
保険局	0	68	0	0	0	0	68
年金局	0	14	0	0	38	0	52
政策統括官	0	7	0	0	1	0	8
日本年金機構	6	201	21	0	46	0	274
合計	10	994	304	5	1,460	10	2,783

### 国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	930
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	385
法令遵守違反に関するもの	12
その他	1,456

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1 件	29 件	2 件	1 件	622 件	0 件	655 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	655 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>【厚生労働】 新政権に国民が切望している政策の中には年金から医療に福祉や何と云っても雇用対策など厚労省関連が多くあります。厚労大臣ひとりでは激務であり沢山の優秀な人達を組織化して一致団結して改革にあたるよう対応してください。そのことによって国民の安心感が倍増して支持応援してくれます。頑張ってください。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に厚労大臣についてのご意見がございましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
2	<p>【政策】 子供手当の財源は、衆参両議員を半数にし所得制限かければ良いのではないのでしょうか？まず公務員改革の前に政治家の改革を優先すべきです。それから、消費税を上げる前に宗教法人に5%の所得課税すべきです。余りにも保護されていると思います。現在の不況でも、必要などころに資金を回せば必ず消費は動くと思います。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、文科省、財務省、総務省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
3	<p>日経マネー5月号に、厚労省が長期休暇2週間を取得するよう提案していることが掲載されていた。これは年金改革よりも先に実施すべきである。(財)日本生産性本部によると有給休暇の取得率が50%から100%になれば、15兆6300億円の経済効果があるそうだ。これにより187万人強が雇用される。これは休暇の取得から想定される内需拡大によるものである。現在の日本はデフレ状態なので、経済政策として内需拡大が必要だが、長期休暇の取得推進はそれに合致するものである。ぜひ義務づけ、罰則付で法制化してほしい。 (電話)</p>	④	貴重なご意見として省内において情報を共有しました。
4	<p>日本はひどい国です。息子は「将来外国へ逃げる、絶対に日本国に税金を払いたくない」といっています。私もこんな不安だらけの社会で悲しいです。もはや税金を払う気もおきません。子供手当で塾へいくことを促進するくらいなら、本来の教育をなんとかしてほしいです。ゆとり教育など、はじめから大間違いであることはわかっていたはずですが。 (電子政府 各府省への政策に関する意見・要望への意見メール)</p>	④	電子政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、ご本人様が厚労省を指定されメールが届きました。厚労省としましては、貴重なご意見として省内において情報を共有しました。
5	<p>【現在の国の財政について】 先日、テレビで日本の財政についてとりあげていました。今、国の財政は赤字でこのまま行けば大変なことになるのに、高速道路の無料化や高校の授業料の無償化、子供手当など、本当にこんなことを実施して大丈夫なのでしょうか。このままでは、増税しか財政を立て直す方法はないと思いますが、今すぐに増税するのではなく、まず議員さんのリストラ、あるいはほとんどボランティアに近い報酬を実施してほしいと思います。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、文科省、国交省、財務省、総務省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	<p>【東アジア共同体 こりゃなんじゃ?】</p> <p>日経をオンラインで読んでいますと、支持率低下に悩むバカな鳩山さんが、政権浮揚の切り札に「東アジア共同体」を5月までに纏めるよう閣僚に指示したそうですね。にわかには指導力を発揮と皮肉っぽく書かれてもいます。東アジア共同体など国民には何の関係もありません。国民の関心事は、内向きです。日々の生活、雇用、特に若い人の就職難、医療荒廃、年金、介護と老後の不安、財政赤字、民主党のばらまきとそれからくる国民のモラルの崩壊、地方財政の想像を絶する逼迫などなどです。こういう目の前の事象には目をつぶって、東アジア共同体などという寝言を並べている。「ゆう」とか「あい」とかいう中身の無い理念を聞かされるのはもう沢山です。外交は一切忘れて目の前の国民の難儀に対して直ちに手を打つべきです。外交は沖縄基地問題だけに専念すれば、それで十分です。</p> <p>(官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、外務省、防衛省、経産省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に雇用対策等の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
7	<p>【公務員採用の年齢制限は?】</p> <p>民間には採用時の年齢制限を緩和させているのに、公務員はどうして年齢制限をしているのでしょうか?キャリア育成のためと言った理由では理解できません。民間も同じ理由で採用を見合わせるといったことが多くみられるようです。障害者の採用も公務員では別枠もとっておらず、理解し難く思います。私は二年前より腎不全で人工透析を実施するようになり身体障害者1級となり、福祉に関係した公務員に転職したく、方々を探し、問い合わせもしましたが、年齢制限で受け付けてくれませんでした。納得できず日々をすごしています。</p> <p>(官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、人事院へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に障害者福祉の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内において情報を共有しました。
8	<p>【事業仕分け】</p> <p>独立行政法人に勤める家族は、突然の事業仕分けで、今月で失業です。これからの生活のめどもたたず、困惑しております。これでは、中高年の自殺はますます増えてしまいます。</p> <p>(官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、経産省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に雇用や自殺の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
9	<p>【真剣に国政を考えてほしい】</p> <p>事業仕分けなんて、成果の期待できないパフォーマンスは止めて、もっと真剣に国政を考えて頂きたい。こども手当や高校無償化の財源を、どの様に手当をするのか?額を考えたら、事業仕分けなんて言ってもらえません。国民は、一度自民党以外に政権運営させてみたら良いと思って、民主に投票したのに、期待はずれもいいところです。日本人をバカにするな。</p> <p>(官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、文科省、財務省へ転送)</p>	④	政府へのご意見の中に子供手当の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
10	<p>現在、クリーニング業界で朝から晩まで働いているが給料が安く、ボーナスもないため、遊びにも行けない。一生懸命働いている人にお金が回る社会にしてほしい。景気回復を望みます。(電話)</p>	④	貴重なご意見として省内において情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	医事課企画法令係 (内線2569) 医事課総務係 (内線2566) 看護課総務係 (内線2596)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	7件	0件	0件	13件	0件	20件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	10件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	介護の現場において、医行為にあたらぬ範囲でできる行為を教えてください。		通知(医師法第十七条、歯科医師法第十七条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈について)を説明し、厚生労働省HPから検索できる旨説明しました。
2	医療について相談をしたいが、行政機関として対応可能な機関はないのか。		各都道府県に設置されている医療安全支援センターで相談を受け付けている旨説明しました。
3	多忙な医師に代わり、医療機関の事務職員が、カルテ等の書類作成をすることは医師法上可能なのか。		通知(医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について)を説明し、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が、医師の補助者として記載を代行することができる旨ご説明しました。
3	保健師の通信制の学校は存在するか。存在するなら、所在地を教えてください。		通信制の保健師学校は存在しない旨をご説明しました。
4	准看護師として三年以上働いてると国家試験が受けられるのは本当か。		保健師助産師看護師法第21条第3号に基づき、免許を得た後3年以上従事している准看護師の方については、看護師学校、または養成所において2年以上修業しないと受験資格は得られない旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	101件	1件	0件	93件	0件	195件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	100件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	20件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	74件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	新型インフルエンザワクチンを接種した後の死亡例の情報は公開されているのでしょうか。		<p>新型インフルエンザワクチンの接種後に現れた副反応については、報告に基づいて順次公表しています。詳しくは、厚生労働省のホームページをご参照いただくよう回答いたしました。</p> <p>&lt;参考&gt; 「厚生労働省トップページ」「新型インフルエンザに関する情報」「ワクチン関連情報」 新型インフルエンザワクチンの安全性について;「副反応報告の状況(速報)」もしくは、「新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/inful_vaccine.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/inful_vaccine.html</a></p>
2	新型インフルエンザの輸入ワクチンは安全なのですか。		<p>輸入ワクチンについては、国内や海外での臨床試験の結果や海外での使用実績において、特に問題とするべき副反応の発生は確認されていません。ただし、極めてまれではありますが、国内産・輸入ワクチン両方とも重篤な副反応も起こりえます。</p> <p>さらに詳しい情報については、厚生労働省のホームページに別途掲載しておりますので、ご参照いただくよう回答いたしました。</p>
3	新型インフルエンザワクチンと季節インフルエンザワクチンの混合ワクチンはあるのでしょうか。		<p>今年秋以降流通されるインフルエンザワクチンに関しては、新型インフルエンザと季節性インフルエンザが混合された3価ワクチンの接種が可能となる予定である旨回答いたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	全面禁煙はやりすぎではないか、また、喫煙者をいじめるようなことはやめてほしい等受動喫煙対策に関する反対意見。		今後のたばこ対策等の検討の際に参考にさせていただくため貴重なご意見として拝聴いたしました。
5	JTが発売する予定の無煙たばこは本当に無害なのですか。		煙が出ないとしても、吐く息にもニコチンが含まれるのであれば禁煙スペースで吸うことには問題があると考えている旨回答いたしました。
6	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明いたしました。
7	インターネットに公表されている原爆被爆者医療分科会の議事要旨に開始時間は記載されているが終了時間が記載されていない。すべて17時までと考えていいのですか。一人当たりの審査にどのくらいの時間をかけているのか関心があるため終了時間の記載の検討をお願いします。		終了時間については、17時終了が多いが時間を延長して審査いただく場合もある旨回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	47件	0件	0件	8件	0件	55件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	55件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	医師に処方された薬をのんでいたところ、足のしびれや筋肉の痛みなどが起きた。薬局から副作用の説明書を渡されたことから、薬の副作用と思い服用を中止した。しびれなどは治ったが、腎臓の調子が悪くなった。このような副作用をいつから知っていたのか。副作用があることは、新聞等でしっかりと伝えるべきである。	① ⑤	この薬の副作用は以前から知られていることを説明しました。また、新聞を活用しての情報提供に関しては、困難であるが、重要な副作用については製薬企業に患者さんまで伝達するように指導している旨ご説明しました。
2	ステロイド(外用剤)の副作用により皮膚炎が生じ、それ以後、あらゆる化粧品で、化粧品かぶれが生じる。ステロイドによる副作用であるが、医師はそれを認めてくれず、自分で証明したい。そのため、メーカーに動物実験を行うよう指示することを要望する。添付文書にもステロイドによる皮膚炎が生じたあとには、すべての化粧品でかぶれが起こることを記載し、周知すべきである。また、健康体だったのに漢方薬等が投与され、それにより固定薬疹が発症したが、副作用が生じたことを証明するには、再度服用するしかないのか。	① ⑤	動物実験については、ご自身に生じた副作用を証明する意図及び手段が適当なものとは考えられないことから、要望にお答えするのは困難であることをご説明しました。 また、添付文書には、副作用としてステロイド皮膚等が生じること、そのような症状があった場合は、使用を差し控えることが、注意喚起されている。また、副作用が生じ、後遺症が残ったあとに生じる事象については、医薬品の添付文書では紹介していないことをご説明しました。 副作用の原因薬の特定のため、再度医薬品を服用することは、大変危険であること、副作用が生じたときに診察した医師に相談することをご説明しました。
3	ステロイド(外用剤)の添付文書[禁忌]に「創傷」及び「皮膚萎縮の患者」の記載がない。皮膚萎縮の接触皮膚炎は創傷修復遅延がおこるし、皮膚萎縮が生じたら使用を中止すべきである。上記のように禁忌事項に記載がなく、安全のため、化粧品との動物実験を行うべきである。また、効能効果に、皮膚炎とあるため、金儲けのために、軽度なものも含めあらゆる皮膚炎に医師が安易に使用するので、この記載は不適當である。	① ⑤	相談者のご要望に基づき薬の添付文書を送付しました。 皮膚萎縮については、生じた場合は使用を差し控えるよう、注意喚起を行っていることをご説明しました。 創傷については、術創にも使用される医薬品なので、禁忌に設定するのは適切ではないと考えていることを説明しました。 医師がリスク/ベネフィットを考慮して、適切な患者にステロイドを使用していただくことも重要であることをご説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。



(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	毒物劇物の輸入について、少量なら届出等が免除されるといった規定はないのか。	①	毒物又は劇物の輸入については、輸入する量の多少は問わず所要の輸入手続が必要となります。 販売又は授与を目的とした輸入であるなら毒物劇物輸入業の登録が必要であり、自家消費など販売又は授与を目的としない輸入であるなら地方厚生局に薬監証明を申請する方法があることをお伝えしました。
5	新聞の社説にC型肝炎の人は法的手段をとれば給付金がもらえると書いてあったのだが、事実なのだろうか。	①	「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要について説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 高木 洋司(内線5582)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	253件	1件	0件	75件	0件	329件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	322件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	日本の企業は有給休暇の取得率が低すぎる。有給休暇についての労働基準法の規定に違反をした企業については、その違反の軽重の程度を問わず、企業名をマスコミに公表すべきである。		貴重なご意見としてお伺いしました。(匿名メールのため、ご連絡できませんでした。)
2	この4月1日から、月60時間を超える時間外労働についての残業代割増率の引上げを内容とした労働基準法の改正が行われるが、企業は残業代のコストを下げるため、なるべく残業時間を短くするように動くと思われる。自分は残業代で稼いでいるので、このような法改正が行われると逆に困る。		今回の改正労働基準法は長時間労働の抑制を目的としたものであり、ご相談者に対し、長時間労働の抑制は労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和のとれた社会を実現することを目的とする改正労働基準法の趣旨を粘り強くご説明し、ご理解いただきました。
3	妻がスーパーでパート従業員として働いているが、いつも夜遅くまで残業をさせられているようでなかなか帰宅しない。パート労働者には残業規制がないのはおかしい。		パート労働者についても労働基準法の適用があり、時間外労働も労働基準法所定の手続きに則って行われなければならないこと、パート労働者についても正社員と同様に時間外労働の限度基準の適用を受けること、労働条件について問題がある場合は、労働基準監督署でご相談を承っているものでぜひご相談いただきたいことをご説明しました。
4	労働基準法34条の休憩時間について。労働時間の途中で1時間の休憩時間を設けてさえいれば、1日の総労働時間が12時間であっても労働基準法違反にならないと聞いたが、本当か。 本当だとすれば、たとえば12時間労働の場合、まず1時間労働した後に1時間休憩時間を設ければ、その後11時間連続労働が認められることになるが、労働基準法がこのようなことを奨励するのはおかしいのではないか。		ご質問の前段については事実ですが、労働基準法はあくまで最低限のルールであり、ご質問の後段のような長時間連続労働を推奨するものではないこと、休憩時間については、事業場の実態を一番よくご存じの労使間でよく話し合っただき、労基法の最低限度以上の休憩時間のルールを策定していただきたいことをご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>大手企業では受動喫煙防止対策として禁煙や分煙が進められているようですが、中小企業では対策が進んでいません。</p> <p>飲食店関係に禁煙を強制するより先に、全ての職場での禁煙を実施すべきです。飲食店は非喫煙者であれば行かなければ済むことですが、職場には行かないわけにはいきません。また、上司が愛煙者であれば立場上喫煙を控えるよう言うことも出来ません。各企業の判断に任せ、分煙を励行する告知だけじゃ全く意味をなしません。</p> <p>副流煙に苦しむ労働者のために、大小にかかわらず全ての職場における禁煙と分煙を強制的に法令で整備して欲しいです。</p>		<p>現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。</p>
6	<p>私の会社では事務所内全とどこでもタバコを吸っても良いという環境です。分煙はおろか空気清浄機等の設置もありません。なんとか禁煙もしくは分煙化にならないかと上司に相談しましたが、そんな予算はないと却下されました。厚生労働省より防止義務等の通知や指導があれば会社も動いてくれると思います。</p>		<p>現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。</p>
7	<p>企業へのがん検診を義務づけてください。個人でがん検診を受けると非常に高い金額を支払わないといけません。企業なら福利厚生に盛り込む事が可能です。定期健康診断だけではなく、これからはがん検診も義務付けるべきです。</p>		<p>労働安全衛生法における健康診断は、職業病や作業関連疾患の予防、早期発見及び適切な事後措置等を目的として、事業者に対し、全額負担、かつ、罰則付きの義務を課して実施しているものです。</p> <p>現在、がんを発症させるような有害業務に従事する又は従事していた労働者に関しては、定期的ながんの早期発見を目的とした健康診断の実施を義務づけているところです。</p> <p>したがって、一般健康診断においてがんに関する検査項目を一律に事業者に義務づけることについては、適切でないと考えています。</p> <p>ただし、事業者が労働安全衛生法における健康診断の機会を利用し、がんに関する検査項目を福利厚生の一環として実施されることは問題ありません。</p> <p>以上のとおりご説明しました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 室長 荒牧英雄(内線5735) 広報担当官 和田史絵(内線5682) (直通03 - 3593 - 6241)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	32件	0件	1件	158件	0件	191件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	55件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	92件
	法令遵守違反に関するもの	8件
	その他	36件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
2	失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかると言われたが、納得できない。		安易な自己の都合による離職を防ぐため、給付制限を設けている旨ご説明いたしました。
3	ハローワークインターネットサービスを使えば自宅で求人閲覧ができるのに、希望の求人に申し込むため、紹介状をもらうにはハローワークに出向かなければいけない。インターネット等で発行することはできないか。		ハローワークでは、求職者の方の適性等について相談し、適切な職業紹介を行うためには、ハローワークに在所して職業相談を行うことが必要であることをご説明いたしました。 また、ハローワークインターネットサービスで事業所名を公開しているものについては、事業主と直接連絡を取り合い、応募することも可能であることをご案内しました。
4	一部の求人について、採用後に取引先の企業に派遣されたり、取引先の企業に常駐して請負として働くこととなると思われるものがある。求人事業主が派遣求人や請負求人としての取扱いを免れるために偽装しているのではないか。(具体的な求人に基づく指摘)		求人票の記載内容に対する疑問については、ハローワークで相談を受け付け、求人企業に対して必要な問い合わせ、確認を行っていることをご説明しました。 また、偽装が疑われるとの指摘については、具体的事実に基づき、ハローワークにおいて確認を行う必要があることから、当該意見を寄せられた方に詳しい情報提供のご協力をお願いしました。
5	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と実際の採用条件とが異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人内容の修正等の指導を行うこととしております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	年度末になるとハローワークの雇用保険の窓口など待ち時間が長くなるので、混雑が減るような対策をしてほしい。		ハローワークでは待ち時間を短くするため、利用者サービスの向上の取り組みを進めています。また、いただいたご意見を労働局に伝え、適切に対処してまいります。
7	仕事をしているにもかかわらず、失業給付を受給している人がいるので、調査してほしい。(具体的な情報あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
8	雇用保険未加入の会社があるので調査してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
9	偽装請負している会社があるので調査してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
10	専門26業務として派遣されているが、契約と全く別の業務であり、3年以上勤務しているので、本来は派遣先に直接雇用されるべきなのではないか。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (ダイヤルイン03-3502-6783)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	12件	0件	0件	24件	1件	37件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	28件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う施設の都道府県に対する移管条件の提示は、まだ行われていないのか。(都道府県からの照会)		独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止については、3月23日に開催された労働政策審議会において、法案要綱の諮問・答申が行われたところ、施設の移管条件の提示は、法案の閣議決定後となる予定である旨を説明しました。
2	独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に係る法案の要綱について、労働政策審議会に諮問が行われ、同審議会の答申も出たとのことだが、内容を知りたい。(ほか同様の御質問1件)		「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」について、3月23日に労働政策審議会に諮問を行い、同日に同審議会から答申が行われている旨やその内容を説明するとともに、同要綱が掲載されている厚生労働省HPのURLを御案内しました。
3	職業訓練の受講期間中に毎月生活費が月10万円支払われているようであるが、受講者の中には、就職意欲が乏しく給付目的の人が見受けられる。これでは、雇用保険料を支払う気にならない。		職業訓練は、ハローワークにおける職業相談や職業訓練施設における選考により、当該訓練を受講することが再就職のために必須である等、当該職業訓練を受講することが適切と判断された方が受講するものであり、これらの取扱いを徹底してまいります。 また、訓練・生活支援給付は、雇用保険が受給できない非正規労働者等の方々を対象とし、雇用保険料を財源とはしておりませんが、いずれにしても、失業期間の長期化を予防するための必要不可欠な制度と考えてます。
4	職業訓練受講中における訓練・生活支援給付の支給はありがたいが、月10万円ではとても生活できない。支給額を上げてほしい。		訓練・生活支援給付の支給額を月10万円(単身者)としているのは、雇用保険など他の給付制度の水準等を踏まえて設定しているものであり、低すぎるものではないと考えています。なお、必要である場合には、訓練・生活支援資金融資(単身者:月上限5万円)をお申し込みいただくことができます。
5	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)を受講できるのはありがたいが、訓練施設の講師の態度が横柄なときがある。		訓練施設の講師の対応をお詫び申し上げるとともに、指導等を行う旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

## (主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	新聞の政府広報に、職業訓練の受講期間中に生活費が受けられると掲載されていたが、どうすれば受けられるのか。		生活費(訓練・生活支援給付)については、職業訓練受講中の生活保障を目的とした制度であることや、その支給要件について説明したうえで、まずは最寄りのハローワークにて相談いただくよう御案内しました。
7	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)のコース数を増やしてほしい。		当省及び関係機関において連携し、基金訓練実施先の開拓を行っている旨の説明をしました。昨年7月末の事業開始以来、22年3月16日現在で、認定した訓練コース数は約5千2百コース、訓練定員数は約11万人となっており、着実に実績を伸ばしているところです。
8	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)を受講したいが、なかなか受講できない。選考を廃止すべきである。		基金訓練の受講に当たっては、訓練の受講が再就職に必須であることや受講に必要な能力を有すること等を判断し、効果的な職業訓練を行うため、選考を実施している旨の説明をしました。
9	介護福祉分野の基金訓練の実施数が少ないのではないかと。		当省及び関係機関において、介護福祉分野の基金訓練の実施機関及び実施数の拡充に向けて、開拓を進めているところである旨を説明しました。昨年7月末の事業開始、22年3月16日現在で、介護福祉分野について、認定した訓練コース数は399コース、訓練定員数は10,073人となっており、着実に実績を伸ばしているところです。
10	無料で職業訓練が受講でき、生活費が受けられる制度があると聞いたが、どのような制度か。		基金訓練、及び訓練・生活支援給付について説明した上、まずは最寄りのハローワークにて相談いただくよう御案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	3件	120件	272件	0件	347件	0件	742件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	646件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	95件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきはない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。		貴重なご意見として承りました。
2	・妻が子供を連れて家を出て行ったので、警察や自治体に相談したが、どこも「知りません、教えられません」と取り合ってくれない。どこに相談すれば良いのか。		・DV被害者支援の実施主体は各自治体であり、保護するかどうかについては相談窓口等の現場において判断されている。相談先の一つとして、各都道府県に設置されている都道府県民からの苦情に対応する担当部署がある。まずはお住まいの都道府県にご相談いただきたい。
3	里親制度について、研修制度等を充実すべきではないか。		ご意見として承りました。
4	保育所の外部調理を認めないでほしい。保育園での給食は子どもの成長にとってとても大切な食事の一環である。		貴重なご意見として承りました。今後、構造改革特別区域推進本部により政府の対応方針が決定されたことを踏まえ、所要の法令改正を行うこととしています。
5	マタニティマークをさらに周知していくべきではないか。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。



# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	72 件	6 件	0 件	19 件	0 件	97 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	11 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	15 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	71 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	新聞で住宅手当に関する記事を見かけたのだが、どこが窓口なのか、どのような制度なのか、支給期間の3ヶ月延長はいつからなのか教えてもらいたい。	①	住宅手当の趣旨、支給要件、支給額、お住まいの自治体における担当窓口等についてご説明しました。支給期間の3ヶ月延長については、一定の要件の下、4月1日から実施いたします。
2	国民年金納付率は4割強らしいが、この背景には最後のセーフティネットとなっている生活保護基準額が国民年金の額を上回っている実態があると考えます。この国民年金と生活保護の矛盾は是非とも解決してもらわないと、いずれ必ず破綻するのではないかと。国民年金の額を大幅に上げるか、保護費の削減かに踏み切る時期が来てるように思う。	④	ご意見としてお伺いしました。生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	各薬局においては、ジェネリック医薬品の普及が進んでいるかと思われます。保険診療の患者の方は、ジェネリック医薬品への変更により薬代が減ったと喜ばれる方が、大勢いらっしゃいますが、生活保護を受けている患者の方は、いくら薬代が高くても、本人の負担はゼロということもあり、ジェネリック医薬品への変更は拒否される方が多く矛盾を感じます。生活保護の方への対応を見直すべきではないでしょうか？	② ④	ご意見としてお伺いしました。生活保護を受給している方に対しても後発医薬品に関する説明を行って頂くなど、福祉事務所においてもその周知を図って頂く旨通知しているところでございます。
4	生活保護受給者については、働けるのに働かないで遊んで暮らしている人ばかりではないか。生活保護の基準が高すぎる。職がなくて働けない人については、公のボランティア活動等をしてもらうなどの対応が必要でないか。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護受給者の就労支援については、福祉事務所に配置している就労支援員による支援やハローワークとの連携による就労支援事業を推進するなど、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな形の就労支援に取り組んでおります。

(主な国民の皆様の声)

5	<p>先日、テレビで年末年始の公設派遣村の特集を見た。就職に繋げるための政策と言うが、就職できた人はほとんどなく、結果2万円を持ち逃げされた。 民間の意見に振り回されすぎではないのか。 国として責任を持ってきちんと政策を行ってほしい。</p>	<p>当該事業の必要性を説明し、国民の皆様の声としてお受けしますと回答しました。</p> <p>① ④</p>
6	<p>介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。</p>	<p>① ③</p> <p>現在、当該ルートでの受験に関しては調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。</p>
7	<p>介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。</p>	<p>①</p> <p>士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。</p>
8	<p>第22回社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験に関して、当日の受験環境などについて改善をお願いしたい。</p>	<p>⑤</p> <p>貴重なご意見として拝聴し、次年度以降の試験にて活かしていきたい旨をお伝えしました。</p>
9	<p>生活福祉資金を借りたいが、社会福祉協議会で断られた。社会福祉協議会職員の対応が悪かった。</p>	<p>① ④</p> <p>制度を説明し、国民の皆様の声として組織で共有致しますと回答しました。</p>
10	<p>消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。</p>	<p>④ ⑤</p> <p>室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。</p>

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(援護)
照会先	援護課企画法令係長 鈴木(内線3431)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	戦時中、電話局における勤務中に被爆し亡くなった旧逓信省の職員の遺族に対して、援護法を適用すべきである。		ご照会いただいた身分の方は、援護法の定める軍属等に該当しないため、そのご遺族は遺族年金等の対象とはならないことをご説明した上、ご意見として承った。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	29件	0件	3件	11件	9件	52件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	49件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	居宅介護支援事業所が独立して経営できる報酬にすべきであるとのご意見をいただきました。		居宅介護事業所の独立性・中立性を確保するために、特定事業所加算、特定事業所集中減算といった仕組みを設けている旨を説明しました。
2	一般の方より、都市型軽費老人ホームの内容についてご質問をいただきました。		都市型軽費老人ホームは、居室面積の基準を緩和するなど、大都市部における低所得者対策として創設される施設である旨説明しました。
3	外国人の方に対して、介護保険は適用されるかという質問をいただきました。		外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在すると認められる方については、介護保険が適用される旨回答しました。
4	事業者の方より、療養食加算の貧血食の対象者となるのはどのような方かとの照会をいただきました。		貧血の原因が鉄分の欠乏に由来すると医師が認める方が対象となる旨説明しました。
5	訪問介護の生活援助の報酬に、1.45時間、2時間といった概念を加えて欲しい、とのご意見をいただきました。		生活援助の報酬については、自立支援、在宅生活支援の観点から重点的に評価することとされ平成18年度から改正されたところである旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	一般の方より、特別養護老人ホーム等の増設を進めて頂きたいとのご意見をいただきました。		平成21年度補正予算において、介護基盤の整備に取り組んでいるところである旨説明しました。
7	利用者の方より、介護老人保健施設に入所したいが、食道瘻のため入所を断られ、このような決まりはあるのかとの照会をいただきました。		介護老人保健施設については、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合等を除き、サービスの提供を拒否することはできない旨説明しました。
8	都道府県の方より、介護報酬の請求の消滅時効は何年かとの照会をいただきました。		介護報酬の請求の消滅時効は2年となる旨回答致しました。
9	65歳以上の介護保険料はどのように決まるのかというご質問をいただきました。		65歳以上の方の介護保険料は、世帯の状況や課税・所得の状況等をもとに、各市町村ごとに決定される旨説明しました。
10	福祉用具のレンタル価格が非常に高いとの御意見をいただきました。		いわゆる福祉用具の外れ値については、介護保険給付費分科会でも指摘されたところであり、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、これらを活用し、価格の適正化を促進するよう市町村に周知している旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3204)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	68件	0件	0件	0件	0件	68件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	62件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	新薬価はどのような経緯で決まったのか。		従前どおり、市場実勢価格に基づき算定している旨を説明しました。また、「薬価算定の基準について」が掲載されているHPを紹介しました。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken12/dl/index-055.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken12/dl/index-055.pdf</a>
2	以前、中耳炎になった際に診察してもらった病院へ、半年ぶりに診察してもらったら、初診料の他に保険外併用療養費を徴収された。紹介状もないこともあったが、初診料はともかく保険外併用療養費を徴収してよいのか。		病院名を聞いたところ、選定療養として届け出ができる病院であったので、規定どおり保険外併用療養費を徴収できますと説明しました。
3	国民健康保険において、世帯主が国保被保険者でないにもかかわらず、世帯主に保険料の請求がくるのはおかしい。被保険者本人に請求すべきではないか。		国民健康保険は世帯単位で制度設計しており、世帯主の方に保険料を納めていただく必要がある旨を説明しました。
4	健康保険組合の任意継続被保険者として納付期限までに保険料を納付できなかったため資格を喪失したが、この取扱いは妥当なのか？		任意継続被保険者制度はご本人の選択により例外的に加入が認められるものであり、強制加入である一般の被保険者とのバランスも考慮し、保険料の滞納が生じた場合には資格喪失となること、なお、納付が遅れたことについて、正当な理由があると保険者が認める場合は例外である旨を説明しました。
5	協会けんぽの保険料率の引き上げに関し、何も知らないところで決定されている。いつどのよう過程で決まったのか。また引き上げに関する広報が少ないし、遅い。せめて半年前くらいには教えてくれないと中小企業は対応できない。		保険料の引き上げについては被保険者や事業主の代表者から成る協会けんぽの運営委員会等で議論の上決定され、厚労大臣が認可している旨を説明しました。運営委員会の詳細について協会HPにおいて公表されている旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	医療費通知は確定申告には使えず、無駄ではないか。		・医療費通知の目的が健康意識の醸成や不正請求の抑止であり、確定申告するためのものではないことを説明しました。
7	後期高齢者医療制度は、いつ廃止するのか。		・現在、「高齢者医療制度改革会議」を開催し、廃止後の新たな制度の検討を行っているところであり、今年の夏目途に中間的なとりまとめを行い、国民の皆様のご意見を伺った上で、来年の通常国会に法案を提出し、平成25年4月を目途に新たな制度を施行する予定である旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

国民の皆様の声 把握方法別	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	14件	0件	0件	38件	0件	52件

国民の皆様 の声の 内訳(大分 類)	政策・制度立案への提言	32件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	11件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	9件

## (主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	国民年金の保険料は、収入によって差がつくようにしてほしい。年収億単位の大金持ちの自営業者も、年収350万円ほどのダブルワークのパートタイマーも、同額なんて絶対におかしい。		民主党のマニフェストでは新年金制度は、職種にかかわらず、全ての方が所得が同じなら同じ保険料を負担し、納めた保険料をもとに受給額を計算する所得比例年金の創設を掲げており、新制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。
2	平成22年度の国民年金保険料が月1万5100円になるとのこと。現行の1万4660円から440円の引き上げとなる。国民年金保険料は法律で毎年280円ずつ引き上げることになっているが、物価や賃金の変動分を加味した、とのこと。今の経済状況で、どうして値上げになるのか知りたい。		法律に規定されている平成22年度の保険料額14,980円(平成16年度価格)に、平成16年から平成19年までの賃金変動率(0.6%下落)と平成20年の物価変動率(1.4%上昇)を乗じた率(1.008)を乗じることにより、15,100円となることをご説明しました。
3	在職老齢年金は65歳以上で給与収入と合わせて48万円以上あると徐々に支給が少なくされある一定以上の給与になると支給が停止されることに非常に疑問を持って抗議のメールをしました。払った分をただで初めて安心して年金を納めることができるのに、一生懸命年を取ってから働いたら納付した年金は貰えないというのは非常に問題なのではないでしょうか。		在職老齢年金制度は、厚生年金が被用者相互の支え合いの制度である中で、高齢者世代のうち、ある程度の賃金を受けておられる方について、賃金と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部を支給停止する制度であることを詳しくご説明をしたうえで、新年金制度の検討に向けて、貴重なご意見として承りました。
4	夫婦で国民年金に加入しているが、妻が亡くなくても、厚生年金なら遺族年金があるが、国民年金にはない。将来の事が不安である。前向きに検討して頂きたい。		現行制度の改善の検討に向けた、貴重なご意見として承りました。
5	私は、SLE(全身性エリテマトーデスという難病)の発病が原因で様々な身体症状に苦しみ、現在2度目の休職中であり、生活が困窮状態である。障害年金を請求中だが、五体満足かどうかという物理的要素だけを障害年金の受給判断とするのではなく、SLEを含む難病の直接症状も受給の判断基準としてほしい。		障害年金の認定は、発病の経過、現在の症状及び治療効果等を参考とし、現在の状態が日常生活にどの程度支障があるのかを十分考慮して、総合的に判断しております。難病につきましても、症状が複雑多岐にわたることから、それらを総合的に判断しております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。



(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	私の家族は、脳幹出血で倒れ、医師からは一生寝たきりの状態と言われた。 症状が固定しているのに、年金事務所からは「脳の疾患による障害年金は、6か月たたないと申請ができない」と言われた。 病院の費用とこれからの施設の費用など、金銭的に苦しいので6か月も待てない。なんとか早く支払ってほしい。		ご要望は承りましたが、障害年金の受給要件の判断は、原則として、初めて受診された日から1年6か月を経過した日(これを障害認定日といいます。)で行うこととなっています。これは、症状が固定した時点で障害の状態を判断することとなっているためです。 ただし、脳出血については、早い時期に症状が固定する場合がありますので、1年6か月を待たずに6か月を経過した日で症状が固定したと判断された場合は、その日が障害認定日となります。 ご事情はお察ししますが、障害年金は、受給要件を判断するために一定の期間をいただいております。障害認定日の翌月から年金が受けられることとなっております。
7	年金問題は厚生労働省に責任があるのだから、ねんきん定期便専用ダイヤルについては、利用者に負担をかけないフリーダイヤルにしてほしい。		ねんきん定期便専用ダイヤルは、一般の固定電話を利用する場合は、全国どこからの通話でも市内通話料金としており、利用者の皆様に無理のない範囲での負担をお願いしているところです。 ご要望については貴重なご意見として拝聴し、日本年金機構とともに情報を共有しました。
8	6年間、海外に在住していた年金のカラ期間がある。 カラ期間の証明は年金請求時に行くこととなり、証明書類としてパスポート等が必要となるが、年金請求時には紛失してしまう可能性がある。 カラ期間の証明を年金請求時まで待たずに、証明できるようにしてほしい。 また、カラ期間についても国民年金保険料を納められるようにしてほしい。		老齢基礎年金を受けるためには、「25年以上」の加入が必要です。保険料を納めたり、免除を受けていた期間以外にも、年金の受給に必要な25年の一部として合算することができる期間を「カラ期間」と言います。(カラ期間は、年金額の計算には反映されません) 20歳以上60歳未満の日本人で、海外に住んでいて国民年金に任意加入していなかった期間はカラ期間に該当します。 受給に必要な期間を確認するため、年金請求時にカラ期間であることを証明する書類を提出することになっていますが、ご要望については、貴重なご意見として拝聴し、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。 また、カラ期間は、制度上、年金に加入する義務がない期間であるため、国民年金保険料を納めることはできない期間ですが、ご要望について、貴重なご意見として承りました。
9	4月から国民年金保険料の金額が変わるが、毎年、通知が来るのが遅い。 お金の準備が必要であるため、国民年金の保険料を口座振替やクレジットカードにより支払っている人に対して、4月からの保険料を早く知らせしてほしい。		口座振替、クレジットカードを利用して国民年金保険料をお支払いしている方への平成22年度の国民年金保険料のお知らせは、4月20日頃の送付を予定しておりますが、ご要望については貴重なご意見として承り、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
10	なぜ社保庁職員を整理解雇したのか。整理解雇4要件を実行又は守ったのか。一人も路頭に迷わせないためにも、今からでも遅くないので、分限免職(整理解雇)を速やかに撤回し、雇用してもらいたい。		<p>昨年12月に廃止された旧社会保険庁の職員につきましては、平成20年7月に閣議決定された「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」に基づき、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行ってまいりました。</p> <p>具体的には、日本年金機構での採用に加え、機構に採用されない職員については、退職勧奨、厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用などを行ってまいりました。</p> <p>また、昨年12月には、旧社会保険庁の廃止に先立ち、就職先が決まっていない方に対して、厚生労働省の非常勤職員の公募及び日本年金機構の准職員の追加募集を行いました。</p> <p>旧社会保険庁を廃止した1月以降も、再就職の支援を求めている元職員に対しては、引き続き、官民人材交流センターやハローワーク等を活用し、可能な限りの支援を行っているところであり、ご理解をいただきたいと存じます。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 石垣健彦(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	7件	0件	0件	1件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	8件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	個別の労働組合における組合費の取扱いについて、第三者からの監査・刑事処分を求める要望。		室内で情報を共有いたしました。
2	労働組合法の解釈についての問い合わせ。 同様の問い合わせが計2件。		労働協約や不当労働行為について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
3	中央労働委員会地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期について、問い合わせ。		地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期をお伝えしました。
4	労働契約承継法の解釈についての問い合わせ。 同様の問い合わせが計4件。		会社分割の際に労働契約を承継する手続きや法律の適用範囲について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様相談グループ長 高水 徹 菊地 重人 (代表電話)03-5344-1100 (内線3173)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	6件	201件	21件	0件	46件	0件	274件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	70件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	204件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	国民年金保険料が、あまりにも高すぎる。せっかく納める意思があっても、この不況下では、生活が苦しく、納めることが難しい。もっと保険料を下げて欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	自営業を営む国民年金の受給者であるが、国民年金第3号被保険者制度について非常に不公平感を感じる。苦しい中保険料を払ってきた者と、扶養家族で配偶者自身は直接には保険料を負担しない者として、年金額が一緒というのは納得できない。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	年金記録回復について、第三者委員会を通さず、年金事務所段階で回復できるようにすることであったが、条件が厳しく、なかなか記録が回復されない。早急に本人申し出により、もっと迅速、簡易に記録が回復出来るように改善して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	賞与分の特別保険料制度について、制度を知らない人が多く、もっと広報するべきである。そうすれば、制度について、もっと国民全体の論議ができると思われる。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	年金を受け取るために必要な保険料を納付した月数が足りないため、年金がもらえない。受取りできる要件の緩和や撤廃を要望します。また、年金として受取りができない場合は、一時金でもらえるように制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なお意見が多数ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
7	ねんきん定期便等の年金記録に関する各種通知や案内について、内容がわかりづらいので、もっとわかりやすくしてほしい。		ねんきん定期便の記載内容をわかりやすい言葉に置き換えるなど、お客様に対し、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
8	源泉徴収票が送られてきたが、納税や確定申告の方法、期限等について、もっとわかりやすい記載や説明をして欲しい。また、基礎年金番号や住民税の特別徴収分も参考で表示して欲しい。		記載内容について個別にご説明するとともに、来年の発送において、手引き等の記載をよりわかりやすい内容にするように取り組みます。
9	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なお意見が多数ありました。)		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
10	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターの接遇が悪く、その上、的確な回答がなかった。		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。